

持続可能な社会保障制度の構築等に関する決議

我が国は、これまでどの国においても経験したことのない人口減少社会に直面し、社会保障関係費は年々増嵩し続けているところである。

このような中、国は、我が国における社会保障の機能強化・維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け取り組んできたところであり、本年9月には「全世代型社会保障検討会議」を設置し、人生100年時代の到来を見据え、社会保障全般にわたる持続可能な改革を更に検討していくとしている。

我々都市自治体は、社会保障は国との信頼・協力関係に基づき着実に推進すべきものと認識し、子ども・子育てをはじめとする社会保障の充実のための施策について、地域の実情に即して実施するなど、懸命の努力を傾注しているところである。

よって、国においては、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 社会保障に係る安定財源の確保等について

- (1) 都市自治体においては、国の画一的な制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、安定的な財源を確保すること。
- (2) 全世代型社会保障の構築に向けた各種制度の見直しに当たっては、現場を担う都市自治体の意見を十分に尊重し、合意形成を図ったうえで実施すること。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降投入する公費3,400億円の財政支援について、継続・拡充を図ること。
- (2) 国保の構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の財政調整機能は極めて重要であり、見直しは行わないこと。

3. 介護保険制度について

- (1) 介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。
- (2) 保険者機能強化推進交付金については、都市自治体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した評価方法とすること。
- (3) 調整交付金は、本来、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであり、その機能を損なうような措置を講じるべきではなく、保険者機能強化推進交付金の財源に調整交付金を活用することは断じて行うべきでないこと。
- (4) 次期制度改正に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

4. 子ども・子育て支援等について

- (1) 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するために必要な1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (2) 保育士の確保及び更なる処遇改善を行うため、十分な財政措置を講じること。
また、保育所等における働き方改革を推進すること。
- (3) 幼児教育・保育の無償化については、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。
また、「幼児教育の無償化に関する協議の場」(P D C A協議会)において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。
- (4) 児童虐待防止対策について、専門職の配置に係る財政支援、研修機会の拡充、子どもや保護者に対する効果的な在宅支援策等、総合的な支援措置の充実を図ること。
- (5) 少なくとも未就学児までの子どもの医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。
- (6) 子どもの貧困対策と自立支援について、都市自治体が地域の実情に応じ、

教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等に長期的に取り組むことができるよう、必要な財政措置を講じること。

5. 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度について

- (1) 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等所要の措置を講じること。
- (2) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。
- (3) 生活困窮者自立支援制度について、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

6. 障害者福祉施策について

都市自治体が障害者総合支援法に基づく事業を安定的に運営できるよう、新たな制度に係る情報提供や周知の徹底を図ること。また、障害者の生活実態やニーズ等の地域の実情を十分踏まえ、必要な財源を確保すること。

7. 地域医療保健施策について

- (1) 地域医療の確保については、先般設置された「国と地方の協議の場」等において、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想に係る取組の推進について、地方と十分協議を行い、その意見を施策に反映すること。また、地方の取組に対する必要な支援を行うこと。
- (2) 風しんに関する追加的対策については、実施主体となる都市自治体が混乱なく円滑に業務を遂行できるよう、財源の確保等について特段の配慮を行うこと。

以上決議する。

令和元年 11 月 14 日

全 国 市 長 会